

厚生労働省発生食0824第2号
令和 4 年 8 月 24 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣、加藤 勝信
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、次に掲げる物質を定めること。

シナナムアルデヒド
(ケイ皮アルデヒド)

